

Title	(一) 市税滞納處分に因る差押登記の適否と悪意の第三取得者 (昭和十四年一月三十日大審院第一民事部判決)
Sub Title	
Author	宮崎, 澄夫(Miyazaki, Sumio)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1939
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.18, No.2 (1939. 8) ,p.139- 144
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19390831-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

宮崎 澄夫

(一) 市税滞納處分に因る差押登記の適否と 悪意の第三取得者

昭和十四年一月三十日大審院第一民事部判決(昭和一三(オ)第一六〇〇號登記抹消手續)
(請求事件民集十八卷一號一一頁一葉知)

〔判決要旨〕 市税滞納處分ニ因ル差押アリタル建物ニ付物權ヲ取得シタル第三者カ其ノ取得ノ際差押アリタルコトヲ知リタルトキハ其ノ差押登記ノ適式ナルト否トヲ問ハス差押ノ效力ヲ否認スルコトヲ得サルモノトス

〔事實〕 訴外西山は木造トタン葺平家一棟を所有してゐたが、同人が市税を滞納した爲、東京市は滞納處分として昭和八年五月十五日右家屋を差押へ、差押調者の謄本を滞納書たる右西山に交付し、其後昭和十一年十一月五日之を公賣處分に付した。

その競落人となつたのが本件の被告(被控訴人、被上告人)の一人たる大里であり、大里は同月二十日所有權の取

市税滞納處分に因る差押登記の適否と悪意の第三取得者

得登記を爲したる上同日右建物を同じく本件被告の一人たる荒井に賣渡し其の旨の登記を了した。

處で本件の原告たる橋本は、右大里に對しては所有權取得登記の抹消、荒井に對しては右所有權取得登記の抹消建物の引渡其他を命ずる判決を求め、其の原因として「原告は前記訴外西山に對し、昭和九年十月十日金三百圓を貸與し、右金員は月賦辨済を爲すべきこと且右月賦辨済金を期日に辨済しないとき又は期限の利益を失つたときは其の存在する債權額の限度を以て即時前記建物に付賣買契約成立し其の代金は右債權額と相殺すべき旨の停止條件付賣買契約を締結し、尙同日右所有權移轉請求權保全の假登記を爲した。然るに右西山は昭和九年十月末日迄に支拂ふべき月賦金の支拂を爲さなかつたから前記賣買契約に於ける停止條件が成就し、原告との間に於て、昭和九年十一月一日金三百圓を以て右建物の賣買契約が有効に成立し、同日右建物の所有權は原告に移轉せられた。それ故に昭和十一年十一月五日の前記公賣處分當時に於ては右建物は西山の所有ではなく原告の所有であつた。而も東京市の爲した前記差押に付ては差押の登記がないから（尤も右建物に付ては、昭和九年九月十一日東京區裁判所千住出張所受附第一二五二二號を以て同月八日市税滞納處分に因り差押を爲したる旨の登記はあるがこれは本件公賣處分の基本たる昭和八年五月十五日の差押に付ての登記と云ひ得ない）差押は第三者たる原告に對し效力を生ずることなく従つて之に基き昭和十一年十一月五日當時既に原告の所有に歸した建物に付爲された公賣處分は無効であり、被告等は右建物の所有權を取得する理由がない」と主張した。

被告等は右原告の主張に對し認否した後、假りに本件建物につき原告主張の如き賣買契約があつたとしても、原告は其の締結に當り前記差押のあつたことを知つて居たものであるから、右契約は東京市に對して效力なく従つて被告等は有効に本件建物の所有權を取得したものである」と述べ、之に對し原告は、第一審に於ては、右賣買契約を

締結するに當り差押ありたることを知り居りたる者を自白したが、第二審に至つて右自白は全く眞實に反し且錯誤に出たるが故に之を取消すと述べた。

原審は、前記東京市の爲した昭和九年九月十一日の差押登記を以て全然無効となし得ざるのみならず、假りに登記が無効なりとするも、悪意の第三者に對しては差押は其の效力を生ずべく、而も原告が悪意なりし點に付ては原告の自白あり、その自白が眞實に反し且錯誤に出たことの證明がないからと云ふ理由で原告の請求を失當とし、その差押を棄却した。

〔上告理由〕 二つある。第二點は自白の取消に關するものであるが、殆んど取るに足らぬ上告理由でありこれに對する大審院の判示も新しいものではないから略する。

第一點の要領は、滞納處分に因る差押が第三者に對し效力を生ずるのは其の差押登記を了した時である。而して本件に於て昭和九年九月十一日に爲された差押の登記には昭和九年九月八日差押として登記してあり、原審は右登記は眞實は昭和八年五月十五日の差押に基く登記であり、之を昭和九年九月八日差押と表示したのは登記の便宜に出たるにすぎないと認定し右登記を以て有效なりと判示したが、右登記は登記事項と登記原因とが一致せず上告人即ち原告に對しては無効又は對抗し得ざるものと云はねばならない。故に右差押を以て被告人に對抗することとは出来ない。従つて又被告等は前記公競處分に因つて右建物の所有權を取得したることを以て對抗することが出来ない」と云ふに在る。

〔判決理由〕 權利取得ノ第三者其ノ取得ノ當時差押アリタルコトヲ知リタルトキハ差押ノ效力ヲ否認シ得サルヘキコト民事訴訟法第六百五十條第一項ノ規定ニ徴シ之ヲ領シ得ヘキニヨリ本件ニ於テモ上告人カ其ノ主張ノ停止條

市税滞納處分に因る差押登記の適否と悪意の第三取得者

一四二

件付買買に因り昭和九年十一月一日條件成就ノ故ヲ以テ本件建物を取得シタルモノトシ且其ノ當時ニ於テハ東京市カ昭和八年五月十五日市税滞納ヲ理由トシテ該建物ニ對シ爲シタル差押ニ付適式ナル差押登記ナカリントスルモ該差押ノ事實ヲ知レル上告人ハ差押ノ效力ヲ否認シ得サルモノト解スルヲ相當トスヘク從ツテ東京市ハ仍ホ差押ヲ以テ上告人ニ對抗シ得ヘキニヨリ昭和九年九月十一日ニ至リ爲サレタル差押登記ノ效力如何ハ之ヲ究明スルヲ須キス右差押ニ基ク公賣處分ハ有效ナリト云ハサルヲ得ス

〔批評〕 判示に賛成である。

國稅滞納處分として不動産の差押がなされた場合に其の差押の効力が何時發生するやに付ては民事訴訟法第六百四十四條第三項の如き規定がないが、國稅徵收法施行規則第十六條に依り收稅官吏に於て差押調査を作成し且其の謄本を滞納者に交付したるときに發生するものと解すべきことに付ては殆んど異論がなからう。

次に差押の効力は如何。これに付ても國稅徵收法に何等の規定もないのであるが、差押が效力を生じたときは、債務者に於て以後差押に係る不動産並に其の天然及法定の果實に付き(國稅徵收法十八條參照)處分行爲を爲すことを得ざるに至りその爲したる處分行爲は無効であると云はねばならない。蓋し若し之を許すときは差押は遂にその目的を達することが出来ないからである。但し右の處分行爲の無効は絶対的ではなく相對的である。即ち差押債權者は右債務者の爲したる處分行爲を債務者に對する關係に於て否認し得るに過ぎないから第三者に於て差押後債務者の處分行爲に因り差押不動産に付權利を取得し得るや否やは別問題である。然しこの點に付ても亦、若し第三者が權利を取得し得るものとすれば、差押は其の目的を達することが出来ないから、第三者に於ても亦差押物に付差押債權者の利益を害するに至るべき權利を取得し得ないものとせねばならない。

唯この原則を貫くと善意の第三者の保護に欠くる憾がある。

民事訴訟法第六百五十條は、權利ヲ取得スル第三者其取得ノ際差押又ハ競賣ノ申立アリタルコトヲ知りタルトキハ差押ノ效力ニ對シ共善意ナリシコトヲ主張スルコトヲ得ス」と規定し惡意の第三者に對しては差押の效力を對抗し得るも善意の第三者に對しては之を對抗し得ざるものとなした。

國稅徵收法に依る滯納處分の場合如何。

抑々國稅其他の租稅の滯納處分は國家其他市町村等の公共團體の有する具體的課稅權の實現手段であり、具體的私權の實現手段たる民事訴訟法上の強制執行と必ずしも同一に論ずる譯には行かない。一般に課稅權の實現は私權の實現と異り直接國家其他の公共團體の利益に關係する所であるから、私權の實現に比しより確實でなければならぬ。従つて實現の手段たる執行行為も民事訴訟に於ける強制執行の手段に比しより強固でなければならぬ。國稅徵收法第十四條、第十九條の如きこの間の消息を表明してゐるものと云ひ得るであらう。

斯るが故に、差押の效力の對抗の問題に付ても民事訴訟法の場合と異り、必ずしも善意の第三者なるが故に之を對抗し得ずと論斷することは出来ぬかも知れない。然し反對に惡意の第三者が差押の效力を對抗せらるべきであることは、民事訴訟上の強制執行の場合に比し一層明白であり民事訴訟法第六百五十條の規定はこの點に於て國稅徵收法に依る滯納處分にも類推適用せらるべきものと信ずる。即ちこの場合に付第三者は、それが權利取得の際惡意なりし故だけを以て、差押登記の有無、有效無效に關係なく、差押の效力を否認し得ないものと云ふべきである。

上告論者は差押が第三者に對して效力を生ずるのは常に登記の時であるとしてゐるが、この考の正當でないことは、右に述べた理由によつて明白であらう。差押登記の效力に付ては、登記前にあつては、善意の權利取得者は差

押の効力を對抗せらるることを免るるに反し、登記後に於ては、取得者は差押ありたることを知るの機會を與へらるるが故に假令現實には之を知らざりし場合にも、差押の効力を對抗せらるると云ふ點に在ると解すべきか又は、國稅清納處分の場合には一步進んで、差押につき登記なき場合に於ても、第三者はその善意惡意を問はず差押の効力を對抗せられ、國稅徵收法第二十三條が收稅官吏に押差登記の囑託を命じたのは、單に第三者をして不測の損害を蒙らしむることを豫防するの法意に出たものであると解すべきかであり(後の見解が採り得るか否かは大いに疑問ではあるが)登記なき限り如何なる第三者に對しても差押の効力を對抗し得ざるものと爲すが如き議論は到底採用することが出来ない。

以上の理由に基き私は本件判示に賛意を表する。

(二) 株券の差押と民事訴訟法第五百七十一條

所定の特別處分

昭和十四年二月八日大審院第三民事部判決(昭和一三(オ)一三七二號損害賠償請求事件民集十八卷二號八九頁一破棄差戻)

〔判決要旨〕 執達吏カ強制執行ノ爲債務者所有ノ株券ヲ差押ヘ之ヲ占有中株券ヲ發行セル會社カ資本減少ノ手續トシテ株主ニ對シ商法第二百二十條ノ二所定ノ通知ヲ爲シタル場合ニ於テハ執達吏ハ此ノ事實ヲ知りタル以上民事訴訟法第五百七十一條所定ノ特別處分トシテ差押ニ係ル株券ニ付商法第二百二十條ノ三ニ規定セル株主失權ノ結果ヲ防止スル爲相當ナル處置ヲ講スヘキモノトス